

公安委員会 説明資料No. 1	関係行政機関の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令案について	令和3年10月14日 刑事局 生活安全局
--------------------	--------------------------------------------------------------	----------------------------

## 1 概要

下表左欄の規定に基づく立入検査等の際に都道府県の職員が携帯する身分証明書の様式について、下表中欄の規定に基づく既存様式に加え、統合様式（※）を用いることを可能とするための命令案（下表右欄）を制定するもの。

立入検査等の根拠規定	既存様式の根拠規定	命令案
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第16条第1項	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）第33条第1項	犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式の特例に関する命令
中小企業等協同組合法第9条の7の5第1項において読み替えて準用する保険業法（平成7年法律105号）第305条第1項並びに中小企業等協同組合法第105条の4第2項及び第4項	中小企業等協同組合法施行規則（平成20年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号）第190条	中小企業等協同組合法の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証票及び証明書の様式の特例に関する命令

（※） 環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）等において規定される別記様式

## 2 意見公募手続の実施結果

- 意見公募手続は、内閣官房兼内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チームがとりまとめの上、同様の命令を制定する関係行政機関との連名によって実施。
- 令和3年8月27日から同年9月27日までの間に意見公募手続を実施したところ、3件の意見が寄せられた。

## 3 施行期日

公布の日

## 1 地球温暖化対策計画案

### (1) 概要

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進本部において案を作成し、閣議決定するもの

### (2) 計画期間

閣議決定日から2030年度末まで

（少なくとも3年ごとに目標及び施策の見直しを検討）

### (3) 主な目標

- 全体（温室効果ガス削減目標）

2030年度において46%削減（2013年度比）

さらに50%の高みに向けて挑戦

- 区分目標（エネルギー起源二酸化炭素）

2030年度において45%減（約677百万t-CO<sub>2</sub>）の水準（2013年度比）

### (4) 警察関連施策

- 信号機の集中制御化及び改良等

交通流の円滑化を図り、燃費を改善することにより、自動車からのCO<sub>2</sub>排出量を削減

- 信号灯器のLED化

消費電力を低減させ、CO<sub>2</sub>排出量を削減

## 2 意見公募手続の実施結果

令和3年9月3日から同年10月4日までの間、意見公募手続を実施した結果、601件の御意見が寄せられた。

※ 警察関連施策に対する意見はなし

## 3 今後の予定

10月下旬 閣議決定

公安委員会 説明資料No. 3	「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく再発防止処分請求に関する警察庁長官の意見陳述について	令和3年10月14日 警 備 局
--------------------	----------------------------------------------------------	---------------------

## 1 経緯

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）により観察処分を付されているオウム真理教主流派Alephは、同法第5条第3項の規定により、3か月ごと、公安調査庁長官に対して団体報告を提出しなければならないが、最近2回分（令和3年5月15日及び8月15日提出期限）の報告を行っていない。

こうした状況を受け、公安調査庁は、同法第8条第1項の規定により、当該団体に対して、その活動に制限を加える“再発防止処分”を公安審査委員会に請求する方針を決定。同法第12条第2項により、「公安調査庁長官は、再発防止処分を請求しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官の意見を聴くものとする」と規定されており、警察庁長官は、これを受けて、意見を述べるものである。

※ オウム真理教は、団体規制法に基づき、平成12年1月の公安審査委員会決定により公安調査庁長官の観察処分に付され、以後、3年ごとに期間更新が決定されている。最近では、令和3年1月に7回目の期間更新がなされている。

## 2 意見

当該団体に関し、再発防止処分を請求することについて意見はない。

## 3 今後の予定

10月下旬 公安調査庁長官が公安審査委員会に“再発防止処分”を請求